

その他

親子ふれあい広場

▽コロナウイルス感染予防のため
1回の定員を15組で開催します。
▽事前に予約してください。申し
込みの際に保護者のお名前、お
子さんのお名前と年齢、お住ま
いの地区、電話番号が必要です。

ヨカ

日時 2月4日(木)

午前10時から11時30分

場所 北児童センター

申込み 2月3日(水) 午後5時まで

※小口城址公園の駐車場をご利用
ください。

お話で遊ぼう

場所 南児童センター

日時 2月18日(木)

午前10時から11時30分

申込み 2月17日(水) 午後5時まで

※南保育園の駐車場をご利用くだ
さい。

※どちらの企画もお孫さんとおじ
いちゃん、おばあちゃんの参加
も歓迎です。

問合せ先 子どもと文化の森

☎94-12233

ワークセンター会員入会説明会

日時 2月16日(火)

午前9時30分から11時

※毎月第3火曜日の同時刻に開催
しています。

場所 ワークセンター会議室

対象 45歳以上の健康で働く意欲
のある方

問合せ先 公益社団法人大口町コ

ミュニティー・ワークセンター

☎95-8101

一般不妊治療費助成

一般不妊治療のうち保険適応外
の人工授精にかかる費用に対する
助成をおこなっています。令和2
年3月診療分から令和3年2月診
療分について、3月15日(月)までに
申請してください。

対象者 不妊症と診断され、人工

授精の治療を開始した時点の妻

の年齢が43歳未満であり、申請

日において夫または妻のいずれ

かが大口町に住所を有する戸籍

上のご夫婦。ただし夫婦合算の

前年(1月から5月までの間に

申請する場合は前々年)の所得

が730万円未満であること。

助成額 自己負担額の1/2

相当額(1年度につき上限

45000円)

助成期間 助成を開始した診療日
の属する月から連続する2年間
まで

申請方法 印かんと健康保険証を
ご持参のうえ必要書類を添えて
健康生きがい課へ申請してくだ
さい。

申請書類

大口町一般不妊治療費
助成事業申請書、一般不妊治療
費助成事業受診等証明書、医療
機関発行の治療に要した費用に
かかる領収書の原本

問合せ先 健康生きがい課

☎94-00051

資料館
だより



資料館展示品紹介

大口歴史コレクション

資料館にはこれまで紹介した資
料以外にも貴重なものや珍しいも
のがまだまだたくさん展示してあ
ります。



▲やぐら時計 江戸時代



▲銅鏡 (四神二獣鏡)
古墳時代 石亀塚古墳出土

所蔵品展 第4弾

人形のワンダーランド

お雛さまをはじめ、資料館所蔵
のさまざまな人形たちが皆さんを
お迎えします。夢と想像の世界を
お楽しみください

期間 2月6日(土)から3月14日(日)

※冬の企画展恒例の「お雛さ
まやお内裏さまになって写
真を撮ろう」のイベントは
新型コロナウイルス感染症
拡大防止のため本年度は実
施しません。



▲電子ブロックEX
シリーズ 昭和50年代



▲大口中学校水泳部管内大会
10連覇記念品 昭和31年



令和2年度「家庭の日」県民運動

家庭とはかけがえのない生活の基盤であり、家族が互いの心のふれあいと連帯感を深め、子どもが人間としての生き方の基本を学ぶ最も大切な教育の場です。家族全員が明るく、楽しく、ゆとりある充実した日々を送ることができるよう、明るく対話のある家庭づくりに向けた「家庭の日」県民運動を展開します。

スローガン

「親の心」

対話がつくる よい家庭」

運動期間 2月1日(月)から28日(日)

主催 愛知県、愛知県青少年育成

県民会議

問合せ先 生涯学習課

中央公民館2階 ☎95-3155

軽自動車の名義変更

および廃車の届出

毎年3月は軽自動車税(種別割)申告等の関係から、軽自動車の名義変更、廃車の届出が集中し、窓口が大変混雑します。このため、名義変更および廃車の届出は3月中旬頃までに済ませていただきますようお願いいたします。

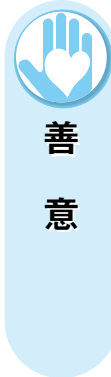
新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、マスクの着用、手

指のアルコール消毒、適切な距離を保ち3密の回避に努めていただきますようお願いください。

問合せ先

軽自動車検査協会 小牧支所

☎050-3816-1773



善意

献血ありがとうございます

大口町献血協議会が12月11日(金)に大口町役場にて実施した献血に、44人のご協力をいただきました。ご協力いただきました皆さん、ならびに受け付けまで足を運んでくださった皆さん、誠にありがとうございました。

次回の献血は次の通りです。ご協力をお待ちしております。あなたもきつと誰かのヒーロー。

日時 6月18日(金)

時間 午前9時30分から11時30分

場所 大口町役場 正面玄関

問合せ先 福祉こども課 ほほえみプラザ1階 ☎94-1222

2月から

マイナンバーカードを持っていると

コンビニで 住民票の写し 印鑑登録証明書

が取得可能に！



2月から、マルチコピー機が設置されているコンビニエンスストア等で、マイナンバーカードを利用して、住民票の写しと印鑑登録証明書を取得できるようになります。

取得できる証明書

▽住民票の写し

大口町に住民登録がある方で本人と同一世帯員の住民票

▽印鑑登録証明書

大口町に印鑑登録がある方

利用できる店舗

マルチコピー機が設置されている全国のコンビニエンスストア等の店舗

利用方法

マルチコピー機操作画面の「行政サービス」を選択後、画面案内に従って操作します。

マイナンバーカードの読み取り、暗証番号(数字4桁)の入力、証明書の選択、手数料の投入等が必要です。

利用時間

午前6時30分から午後11時

※年末年始、機器のメンテナンス日を除く。

手数料

1通200円

※窓口交付の手数料と同額

注意事項

※4桁の暗証番号(利用者証明用電子証明書)を設定したマイナンバーカードが必要です。

通知カード(紙製のカード)、住民基本台帳カード、印鑑登録証による利用はできません。

※証明書の交換、手数料の返金はできません。

※暗証番号を3回間違えると、利用できなくなります。その場合、本人が、戸籍保険課で暗証番号の再設定が必要となります。

問合せ先

戸籍保険課 ☎95-1115